

# 第九管区海上保安本部公示第1号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年1月8日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔 (公印省略)

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 石川県金沢港湾事務所

住 所 石川県金沢市無量寺町1番地

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 金沢港（下図に示すとおり）

期 間 令和8年1月13日から令和8年1月16日 までのうち1日間

## 3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

## 4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）  
第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

